

第4条 消防水利の配置

1 現行の基準

消防水利の配置基準が示されており、「消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。」と規定されている。

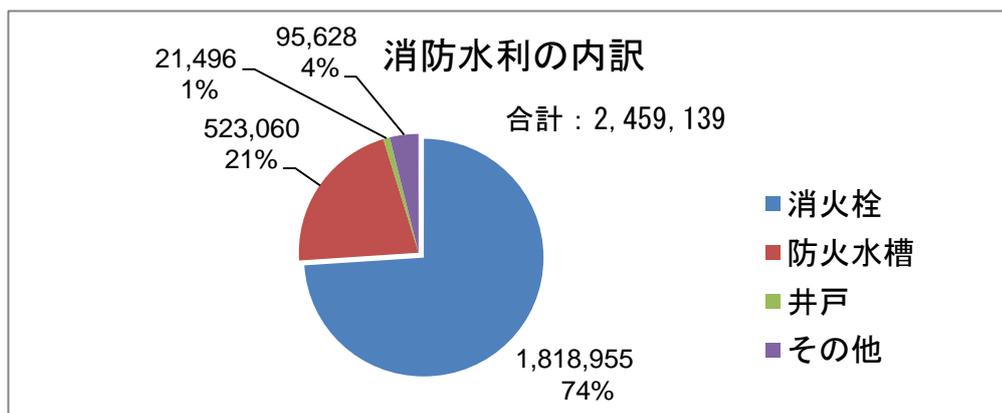
2 現状と課題

東日本大震災後、「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」、「東日本大震災における津波災害に対する消防活動のあり方研究会」等において、大規模災害時の消防水利について議論された。

- 東日本大震災の被害の大きかった地域では、水道の断水により消火栓が使用不能となったが、防火水槽は一部に損傷があったものの、多くの地域で使用可能であり有効な水利となった。
- 震災時には、消火栓が使用できないという前提で整備の考え方を整理しておく必要があるが、消防水利の整備状況（内訳）は消火栓が74%と大きなウエイトを占めており、大規模災害時の水利不足が懸念される。
- 「消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。」と規定されているが、具体的な定めはない。
- 震災時に同時多発火災や大規模大火の発生が危惧されるのは、市街地などの密集地であり、市街地における独自の耐震性貯水槽の設置基準を設けている消防本部も見受けられる。

3 対応策・考え方

震災等の大規模災害に備えた消防水利の整備についての考え方を規定する。



4 条文のイメージ

現 行	改正案
第4条 (省略)	第4条 (省略) 4 <u>前3項のほか、大規模な地震が発生した場合の火災を想定し、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて設けるものとする。</u>